

重要事項説明書別表(医療保険)

◎担当の看護師等

訪問看護サービスを提供する看護師等は次のとおりです。

- ・ 看護師 人員基準2.5名以上配置 (リハビリ職員も在中)

◎利用料について

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

1. 後期高齢者医療費保険者証を持っている方
 - ・ 一般の方 訪問看護に要する費用の1割
 - ・ 現役並み所得の方 訪問看護に要する費用の3割
2. その他の医療保険の方
 - ・ 義務教育就学前 2割負担
 - ・ 70歳以上75歳未満の方 1・2割負担 現役並み所得の方 3割負担

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

(1) 訪問看護の利用料

単位：円

*基本療養費+管理療養費		料金	1割負担	2割負担	3割負担	
保 険 対 応	1日目 ; 5,550+7,670	13,220	1,322	2,644	3,966	
	2日目以降 ; 5,550+3,000	8,550	855	1,710	2,565	
	・ ベースアップ評価料 (I) 月1回	780	78	156	234	
	・ ベースアップ評価料 (II) 月別変動	10~500				
	*加算					
	・ 24時間対応体制加算 1月につき	6,800	680	1,360	2,040	
	・ 特別管理 加算 状態に応じて1月につき	2,500	250	500	750	
		5,000	500	1,000	1,500	
	・ 退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400	
	・ 特別管理指導加算 (退院時)	2,000	200	400	600	
	・ 退院支援指導加算 (退院日)	6,000	600	1,200	1,800	
	・ 1週間のうち4回目からの訪問	1,000	100	200	300	
	・ 夜間早朝 訪問看護加算	18:00~22:00 6:00~8:00	2,100 2,100	210 210	420 420	630 630
	・ 深夜訪問看護加算	22:00~6:00	4,200	420	840	1,260
・ 訪問看護医療DX情報活用加算		50	5	10	15	
・ 遠隔死亡診断補助加算		150	15	30	45	
・ 長時間訪問看護加算 90分以上		5,200	520	1,040	1,560	